

令和6年度市民税府民税の申告の手引き

池田市税務行政につきまして、日頃よりご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

今年も、この手引きをよくお読みのうえ、申告期限までにご申告ください。

申告期間 2月16日(金)～3月15日(金)

◎申告が必要な方

令和6年1月1日現在、池田市に居住し、以下に該当する方は申告が必要です。

- ① 営業等、農業、不動産、配当などの所得があった方 ※各種所得の詳細は内面をご覧ください。
- ② 給与収入があった場合で、次に該当する方
 - ・給与収入以外に、上記①の各種所得があった方 ※各種所得が20万円を超える場合は確定申告が必要です。
 - ・勤務先から市に給与支払報告書が提出されていない方 ※勤務先に提出状況をご確認ください。
 - ・源泉徴収票に記載されていない控除など(医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除、扶養控除など)を受ける方
- ③ 公的年金等を受給されている場合で、次に該当する方
 - ・公的年金等の収入以外に、上記①の各種所得があった方 ※各種所得が20万円を超える場合は確定申告が必要です。
 - ・源泉徴収票に記載されていない控除など(医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除、扶養控除など)を受ける方**注) 公的年金等の収入が400万円以下の方で、公的年金等以外の所得金額が20万円以下の場合は、確定申告が不要です。ただし、公的年金等から所得税が源泉徴収されている方で、所得税の還付を受ける場合は、確定(還付)申告が必要です。**
- ④ 収入がなかった場合でも、次に該当する方
 - ・国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険等に加入されている方や、福祉・公営住宅・教育関係の制度などにおいて、市・府民税の申告が必要とされている方
 - ・(非)課税証明書、所得証明書が必要となる方等

◎申告が不要な方

- ① 税務署等で所得税の確定申告書を提出された方、または提出する予定の方
- ② 給与収入のみで、勤務先から市に給与支払報告書が提出されている方 ※勤務先に提出状況をご確認ください。

◎申告に必要なもの

- ① 申告が必要な方のいずれかの本人確認書類
 - 個人番号カード(マイナンバーカード)
 - 番号確認書類 及び 身元確認書類
 - 番号確認書類：通知カード(氏名、住所等の記載事項に変更がないものまたは正しく変更手続がとられているもの)、住民票の写し(個人番号記載のもの)、住民票記載事項証明書(個人番号記載のもの)
 - 身元確認書類：運転免許証、健康保険証、パスポート、身体障害者手帳、在留カード、給与や公的年金等の源泉徴収票、年金手帳等の内、いずれか1つ

※代理人が申告する場合は、代理人の身元確認書類(同居の家族でない場合は委任状必要)
 - ② 令和5年中の収入や必要経費などがわかるもの(給与や公的年金等の源泉徴収票、収支計算書など)
 - ③ 各種控除に必要な領収書、証明書など(令和5年中に支払ったもの) ※詳細は内面をご覧ください。
 - ④ 国外居住の扶養親族等がいる場合は、親族関係書類及び送金関係書類(外国語で作成されている場合には翻訳文も添付) ※状況により、その他必要書類を提示いただく場合があります。
- 注) 医療費控除については、医療費の明細書(詳細は内面をご覧ください。)を作成し添付してください。**
- 注) 年金から天引き(特別徴収)された社会保険料はその年金受給者の社会保険料控除になるため、配偶者やその他の親族の年金から天引きされた社会保険料は申告できません。**

◎この申告書を提出した人は、事業税の申告書を提出する必要がありません。

※ 地方税法等の改正について

この手引きは作成時の地方税法等にもとづいて作成されています。地方税法等の改正があった場合は、改正後の税法により税額を計算します。

「事業税に関する事項」欄の書き方

- (1) 「非課税所得など」
事業所得のうち、社会保険診療報酬や林業、鉱物掘採業などから生じる所得。
事業所得又は不動産所得のうち、個人事業税の課税対象事業に該当しないものから生じる所得。
- (2) 「損益通算の特例適用前の不動産所得」
土地等を取得するために要した負債の利子の額があるときは、その負債の利子の額を必要経費に算入して算定した金額。
- (3) 「事業用資産の譲渡損失など」
事業税が課税される事業に使用した機械装置や車両運搬具などの事業用資産を、その事業に使わなくなってから1年以内に譲渡した場合の譲渡損失。
事業税が課税される事業の所得が赤字で、そのうち災害により生じた棚卸資産や、事業用資産等の損失。

一 市・府民税の税額計算一

◎所得割の税率・均等割額

	市民税	府民税	森林環境税(国税)
税率	6%	4%	-
均等割	3,000円	1,300円*1	1,000円*2

*1 令和9年度まで大阪府森林環境税として300円が加算されます。

*2 令和6年度より導入。均等割と併せて賦課徴収されます。

*分離課税の譲渡所得等には別の税率が適用されます。

◎所得割額の計算方法

課税される所得金額*1×税率－調整控除額*2＝所得割額

*1 総所得金額－所得控除の合計(千円未満切捨て)

*2 所得税から住民税への税源移譲に伴う調整措置です。

「非課税限度額の計算方法」

☆均等割の非課税 合計所得金額≤35万円×(本人+扶養人数)+21万円+10万円

☆所得割の非課税 総所得金額等≤35万円×(本人+扶養人数)+32万円+10万円

但し、扶養が無い場合は、21万円、32万円を加算しない。

障害者、未成年者、ひとり親、寡婦は合計所得が135万円以下であれば非課税になります。

◎調整控除額の計算方法

・課税される所得金額が200万円以下の時

人的控除の差*の合計と課税所得金額の小さい方

・課税される所得金額が200万円を超える時

5万円と、人的控除の差の合計から課税所得金額

のうち200万円を超える分を引いた額の大きい方

※人的控除の差…所得税と市・府民税の扶養控除・障害者控除等の差額

具体的な金額は内面右下をご覧ください。

×(市)3% (府)2%

記入例による市・府民税の計算方法(前ページの池田太郎氏の場合)

(単位：円)

区分	計算法	算出額
総所得金額 ㊦	給与200,000 雑2,650,018 (給与所得 給与収入額 給与控除 所得金額調整控除 / 雑所得 公的年金収入金額 公的年金控除) 200,000 = 850,000 - 550,000 - 100,000 / 2,650,018 = 3,900,024 × 0.75 - 275,000	2,850,018
社会保険料控除	(国民健康保険料等) (国民年金保険料) (介護保険料) 410,000 + 70,000 + 30,068 = 510,068	510,068
小規模企業共済等掛金控除		
生命保険料控除	新制度 一般分(支払保険料) 60,000 = 28,000 } 適用限度 28,000 旧制度 一般分(支払保険料) 15,000 = 15,000 } 旧制度 個人年金分(支払保険料) 11,500 = 11,500 介護医療分(支払保険料) 60,000 = 28,000	67,500
地震保険料控除	(支払保険料) 3,800 × 0.5 = 1,900	1,900
寡婦・ひとり親控除		
勤労学生控除		
障害者控除	子(二郎) 身体4級	260,000
配偶者控除	妻(花子)	330,000
配偶者特別控除		
扶養控除	子(一郎) 特定扶養 450,000 子(二郎) 一般の扶養 330,000	780,000
基礎控除		430,000
雑損控除		
医療費控除	(差額負担額) 145,000 - 100,000 = 45,000	45,000
計 ①		2,424,468
課税される所得金額	㊦ - ① *千円未満切捨て	425,000

区分	計算法	市民税	府民税
算出所得割	課税される所得金額 425,000 × (市) 6% (府) 4%	25,500	17,000
調整控除	所得税と住民税の人的控除の差額 340,000 × (市) 3% (府) 2%	10,200	6,800
配当控除	配当所得 × (市) 1.6% (利益の配当等で課税される所得金額 1千万円以下の場合) (府) 1.2%		
寄附金控除	住民税控除対象寄附金 - 2,000…寄附金控除対象額…① 特例控除分：① × (90% - 所得税の限界税率* × 1.021)…② ※(住民税の課税される所得金額) - (人的控除額の差の合計額)を基準 (②の額は住民税所得割額の2割が限度) 基本控除分：① × 10%…③ 住民税の控除額 = ② + ③ (内訳は(市)3/5 (府)2/5) 都道府県、市町村以外への寄附金(ふるさと寄附金以外)には、特例控除分の加算はありません。		
税額控除後の算出所得割額		㊦ 15,300	㊦ 10,200
配当割・株式等譲渡所得割控除	上場株式の配当・源泉徴収口座内保管株式の譲渡益から特別徴収された地方税 × (市) 3/5 (府) 2/5	㊦	㊦
均等割(森林環境税含む)	(市) 3,000 (府) 1,300 / (森林環境税) 1,000	㊦	5,300
年税額	* (㊦ - ㊦) + * (㊦ - ㊦) + ㊦ *百円未満切捨て		30,800

㊦ - ㊦、㊦ - ㊦で赤字が出る場合、年税額へ充当し、なお引ききれない額は還付されます

申告書の記載方法などわかりにくいことがありましたら、ご遠慮なく

お尋ねください。

池田市役所総務部課税課

市役所2階⑩番窓口 TEL 752-1111 内線274～276

令和6年度 市・府民税申告書

申告書の書き方及び記載例

令和6年度市・府民税申告書の記載にあたっては、右の記載例をよくお読みの上、令和5年中の収入、所得や各種保険料の支払額等をご記入ください。

＝所得金額＝

営業等の所得 卸売業、小売業、飲食業、サービス業及び医師、弁護士、マッサージ師、茶・華道などの師匠、音楽個人教授、集金人、各種の外交員などの自由業などから生ずる所得です。

利子所得 公社債・定期預金・勤務先預金の利子、公社債投資信託・貸付信託の収益の分配などの所得で源泉徴収税額を差し引く前の金額です。

配当所得 株式配当、剰余金の分配、投資信託（公社債投資信託等以外）の収益の分配などの所得で源泉・特別徴収税額を差し引く前の金額です。

給与所得 給料、賞与、賃金などの所得です。①日給等の方は、申告書の裏面にて計算し年収を算定してください。

Table with columns for '給与等の収入金額' and '給与所得の金額'. It shows a step-by-step calculation from total income to final taxable income, including adjustments for dependents and other factors.

雑所得 原稿料、講演料、年金、恩給などから生ずる所得で、収入金額は源泉徴収税額を差し引く前の金額です。年金、恩給等の公的年金等にかかる雑所得の金額は、次の算式により計算します。

Table for '公的年金等雑所得額の算定'. It provides formulas to calculate the taxable amount of public pension and other benefits based on the total amount received.

一時所得 生命保険契約の満期金、競馬の払戻金などによる所得です。収入金額は前年中に得ることが確定した金額（現物収入含む）。

専従者控除 営業等、農業、不動産の各所得の中で、生計を一にする配偶者や15歳以上の親族が前年中に6ヶ月を超えない期間、事業に従事している場合、配偶者は86万円、その他の親族は1人につき50万円を限度として、事業専従者への給与を必要経費に算入できます。

Personal information form including name (池田 太郎), address (池田市城南△丁目△-△), and contact details.

Insurance and social security information form, including National Health Insurance (410,000), National Pension (70,000), and Life Insurance (15,000).

Main income and deduction table. It lists various income sources (business, interest, dividends, salary) and deductions (social security, medical, disaster relief, etc.) with their respective amounts.

Family and dependent information form. It details family members (池田 花子, 池田 一郎, 池田 二郎, 池田 三郎) and their status, including age and relationship.

＝所得控除＝

Table for '配偶者控除' (Spouse Deduction). It shows the deduction amount based on the spouse's total income, ranging from 330,000 yen to 130,000 yen.

Table for '配偶者特別控除' (Spouse Special Deduction). It shows the deduction amount based on the spouse's total income, ranging from 330,000 yen to 130,000 yen.

Table for '扶養控除' (Support Deduction). It shows the deduction amount based on the number of dependents, ranging from 330,000 yen to 450,000 yen.

16歳未満の扶養親族 控除はありませんが、障害・ひとり親・寡婦・非課税限度額等の計算方法において扶養人数として含むことができます。

障害者控除 26万円 (各種手帳や認定書等必要) 障害者手帳（身体・知的・精神）等をもっている人又は障害者控除を受けるための認定書をもっている要介護認定を受けた人です。

ひとり親控除 30万円 その者と生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者または扶養親族とされている者を除き、前年の総所得金額等の合計額が48万円以下の者）を有し、かつ合計所得金額が500万円以下の場合。

寡婦控除 26万円 1. 夫と離婚または死別（生死不明を含む）した後、再婚していない人で子以外の扶養親族を有し、かつ合計所得金額が500万円以下の場合。

勤労学生控除 26万円 (証明書等必要) 学生、生徒等で合計所得金額が75万円以下で、かつその内自己の勤労による所得（給与所得等）以外の所得の合計額が10万円以下の場合。

Table for '基礎控除' (Basic Deduction). It shows the deduction amount based on the total income, ranging from 430,000 yen to 0 yen.

＝人的控除の差の一覧＝

Table comparing '人的控除の種類' (Types of Personal Deductions) and '人的控除の差' (Difference in Personal Deductions). It lists categories like spouse, support, and disability deductions with their respective amounts.

令和3年度以降納税義務者本人の合計所得金額が2,500万円超の場合、住民税と所得税の所得控除額に差があっても調整控除の算出等対象にはなりません。

雑損控除 (証明書必要) あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族が災害、盗難、横領などにより住宅や家財などに損害を受けた場合。

* 寄附金税額控除の計算式については、裏面の記入例による市・府民税の計算方式をお読みください。

収入がない方は、該当項目にチェックを入れてください。

生命保険料控除 あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族を受取人とする生命保険契約等の保険料（配当金のある場合は差し引いた額）や、個人年金保険料などを支払った場合。

Table for '生命保険料控除' showing the deduction amount based on the annual premium paid, ranging from 120,000 yen to 560,000 yen.

Table for '地震保険料控除' showing the deduction amount based on the annual premium paid, ranging from 150,000 yen to 70,000 yen.

医療費控除 (医療費の明細書 ※1必要) あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族のために支払った医療費がある場合…控除額上限2,000,000円。

社会保険料控除 あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族が負担することになった国民健康保険料や国民年金の保険料及び介護保険料など（但し、配偶者等の天引き分は除く）を支払った場合。

小規模企業共済等掛金控除 (領収書必要) 小規模企業共済制度に基づく掛金や心身障害者扶養共済の掛金等を支払った場合。

医療費控除 (医療費の明細書 ※1必要) あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族のために支払った医療費がある場合…控除額上限2,000,000円。

医療費控除の特例 (セルフメディケーション税制) 控除額上限88,000円。医療費がスニッチOTC医薬品購入の合計額(差引負担額) - 12,000円。

社会保険料控除 あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族が負担することになった国民健康保険料や国民年金の保険料及び介護保険料など（但し、配偶者等の天引き分は除く）を支払った場合。

小規模企業共済等掛金控除 (領収書必要) 小規模企業共済制度に基づく掛金や心身障害者扶養共済の掛金等を支払った場合。